

指名停止措置

新明和工業株式会社は、特定特装車製品の販売価格を引き上げることについて、他の事業者と共同で合意したことが、公共の利益に反して、我が国における特定特装車製品の販売分野における競争を実質的に制限するものに当たり、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反するとして、令和7年9月24日に公正取引委員会より違反行為者と認定されたため。

については、安芸市建設工事等請負業者指名停止措置要綱別表第2第6項に該当するため、指名停止を行う。

指名停止業者及び指名停止措置期間

番号	商号及び名称	代表者職氏名	主たる営業所の所在地	指名停止期間
1	新明和工業 株式会社	代表取締役 五十川 龍之	兵庫県宝塚市新明和町1-1	令和7年10月14日から令和8年2月7日まで